

中小企業退職金共済法の一部改正のお知らせ(概要)

「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律」(平成27年法律第17号)が平成27年5月7日に公布され、中小企業退職金共済法の一部改正が、平成28年4月1日から施行(一部は平成27年10月1日施行)されました。

今回の改正では、資産運用委員会を新設してより安全かつ効率的に資産運用を行うとともに、中小企業退職金共済制度と他の企業年金制度等との資産移換の仕組みを更に充実させ、加入者の皆様の利便性を向上させています。

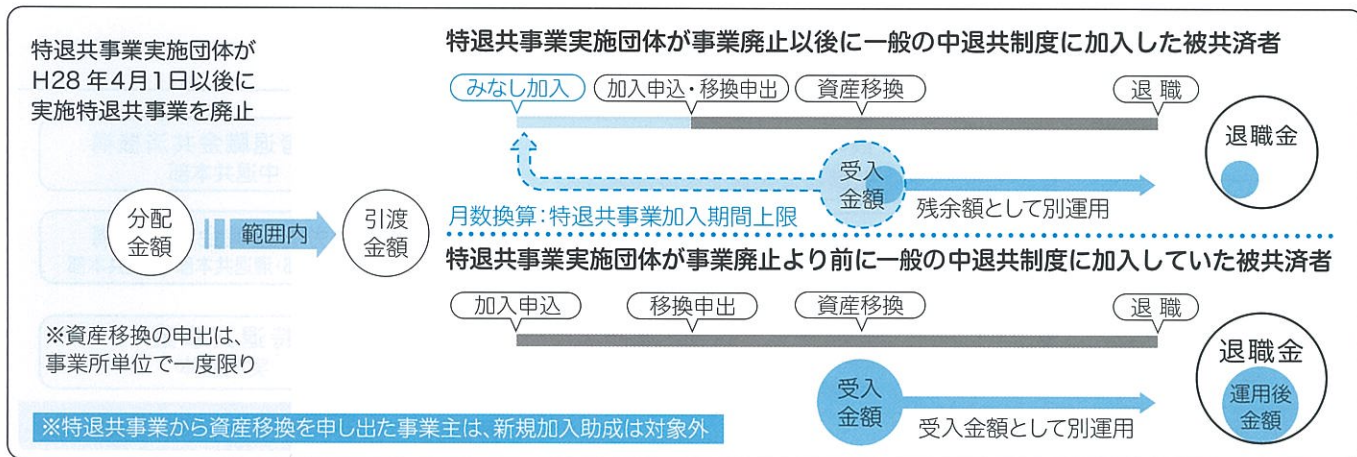
1. 「資産運用委員会」の設置

勤労者退職金共済機構(機構)の資産運用業務に関しては、これまで外部有識者の助言・評価を受けていたところですが、事業主の皆様からお預かりした掛金をより安全かつ効率的に運用し、従業員の皆様への退職金等の給付に確実に充てることができるよう、厚生労働大臣が任命する経済・金融の有識者等による「資産運用委員会」を設置し、資産運用の基本方針の検討や、資産運用業務に対する評価等を行うようガバナンス体制を強化します。

2. 特定退職金共済事業を廃止した団体からの資産移換

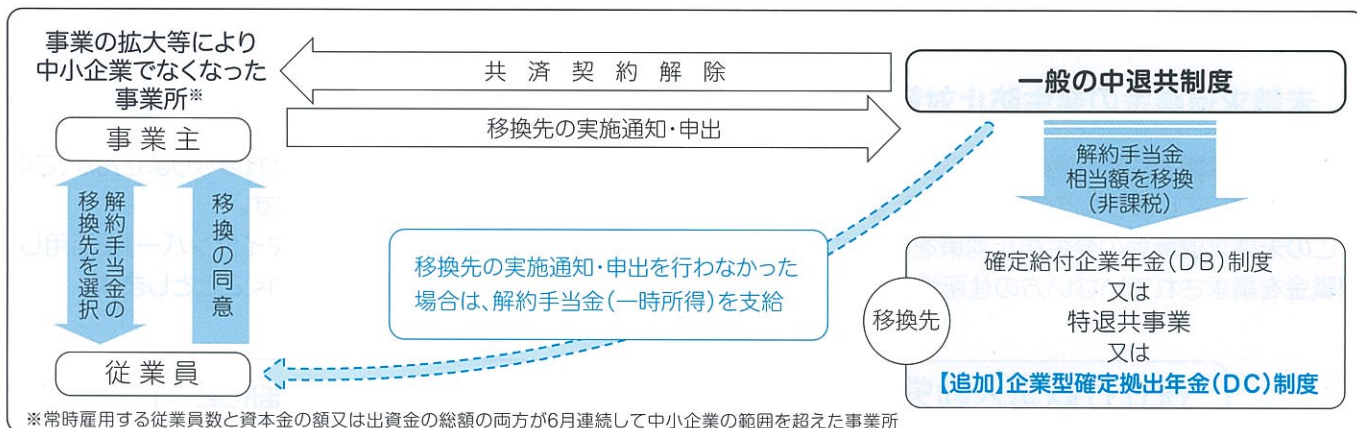
平成28年4月以後に特定退職金共済事業(特退共事業)(※1)の実施団体が当該特退共事業を廃止した場合に、一定の要件を満たせば、廃止された特退共事業に加入していた中小企業者が、特退共事業から一般の中小企業退職金共済制度(一般の中退共制度)への資産移換を申し出ることができるようになりました。この資産移換が行われると、廃止された特退共事業における退職金の積立てが、一般の中退共制度において継続できるようになります。

(※1) 特定退職金共済事業(特退共事業)とは、商工会、商工会議所、自治体など税務署長の承認を受けた団体が実施している退職金共済制度です。



3. 中小企業者でなくなった場合、新たな資産移換先として確定拠出年金制度を追加

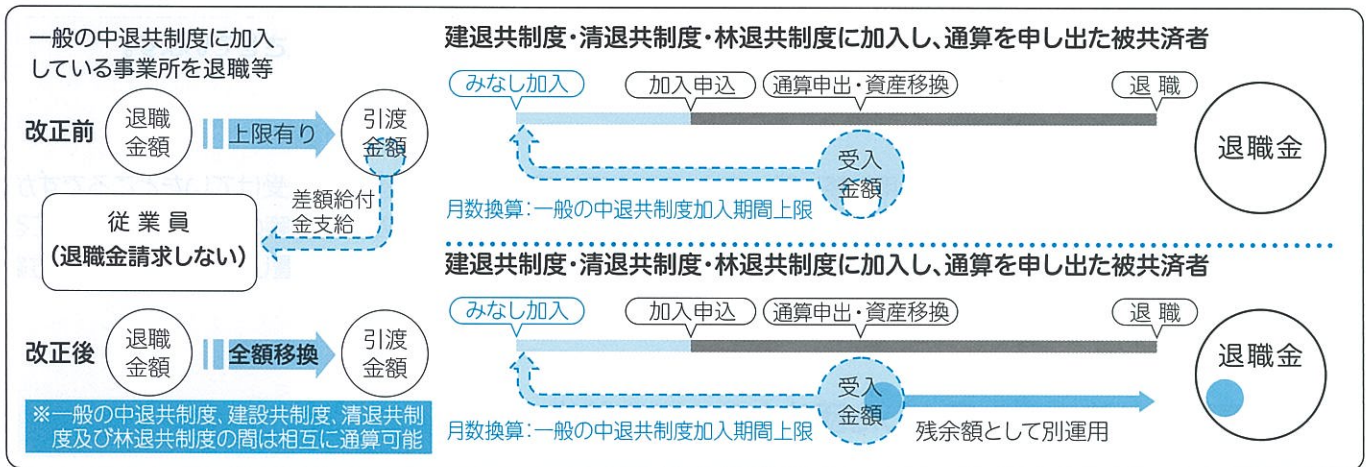
一般の中退共制度に加入する事業者は中小企業者であることが必要であり、事業の拡大等により加入していた事業者が中小企業者でなくなった場合は、一般の中退共制度で積み立てた資産を他の企業年金制度等(確定給付企業年金(DB)制度・特退共事業)に移換することができます。この移換先として、新たに企業型確定拠出年金(DC)制度や、中小企業者でなくなる前から実施している企業年金制度等が追加されました。



4. 一般の中退共制度と特定業種退職金共済制度との通算における全額移換の実施

一般の中退共制度と特定業種退職金共済制度(※2)の間の通算においては、通算できる退職金額に上限があり、通算できない金額が生じた場合、差額給付金として被共済者へ支給されてきましたが、その上限を撤廃し、全額移換が可能となりました。

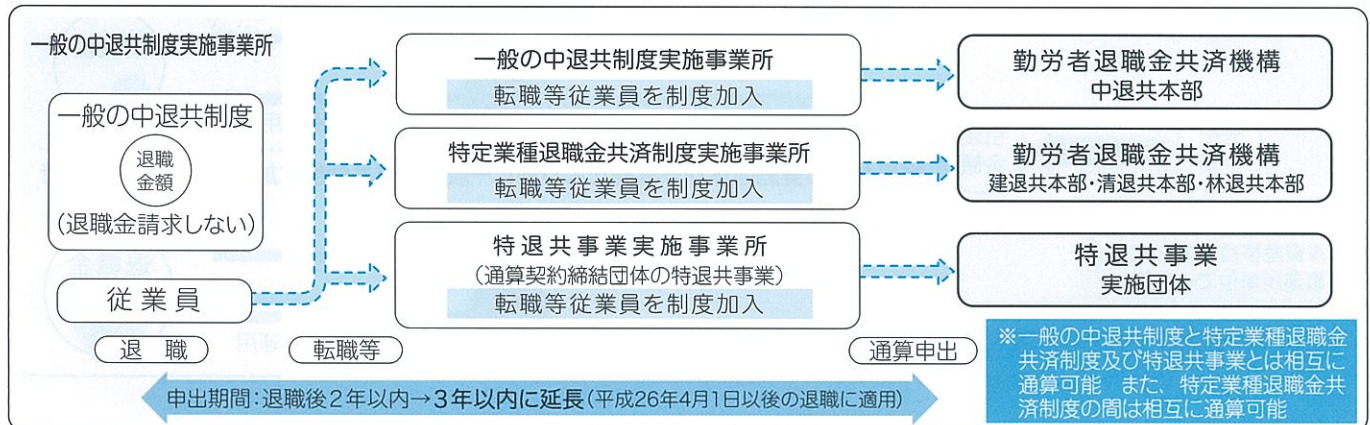
(※2) 特定業種退職金共済制度とは、当機構が実施している建設業(建退共)、清酒製造業(清退共)及び林業(林退共)で働く期間雇用従業員を対象とした退職金共済制度です。



5. 事業所の間を移動した場合、通算の申出期間を3年以内に延長

被共済者が、転職等により、一般の中退共制度と一般の中退共制度、特定業種退職金共済制度又は特退共事業の間(※3)を移動した場合、退職後2年以内に制度通算の申し出を行えば、退職金を通算することができますが、この申出期間が3年以内に延長されました。

(※3) 通算制度を利用できるのは機構と通算契約を締結している団体の特退共事業に限ります。



6. 建設業退職金共済制度の退職金額の見直し

今までは、特定業種退職金共済制度では加入期間(掛金納付月数)が24月を超えていなければ退職金が支給されませんでした。建退共制度に限り、この期間を12月へ短縮します。

また、建退共制度については、平成28年4月以後に退職した方の退職金額を増額することとします(退職金の予定運用利回りを現行の2.7%から3.0%へ引き上げます)。

7. 未請求退職金の発生防止対策の強化

中小企業退職金共済制度において退職金の支給を受けるためには、機構へ退職金を請求しなければなりません。この請求を失念してしまうなどの理由により、請求されない退職金(未請求退職金)が発生しています。

この未請求退職金の発生防止対策を強化するため、機構は「住民基本台帳ネットワーク」や「マイナンバー」を活用し、退職金を請求されていない方の住所情報を把握し、退職金の請求の呼びかけを一層強化していくこととします。